

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年六月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊藤 正 経

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 勅使河原本庄線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>地先から 本庄市中央一丁目四〇二五番二 同市中央一丁目四〇二七番四 地先まで</p>		区 間
<p>一九・六七 ） 一二・五二</p>	<p>一〇・八九 ） 一〇・七九</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>四八・七八</p>		(メートル) 延長
		備 考